

京都大学医学部附属病院放射線部 同門会会則

(名称)

第1条

本会は京都大学医学部附属病院放射線部同門会と称し、事務局を京都大学医学部附属病院放射線部内に置く。

(目的)

第2条

本会は会員相互の情報交換、親睦をはかり、あわせて京都大学医学部附属病院およびその関連施設の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1) 各種懇親事業。
- 2) 会員の所在消息の把握の為会員名簿の作成とメーリングリストの作成およびその運用。
- 3) その他本会の目標達成に必要な事業。

(会員)

第4条

- 1) 本会会員は京都大学医学部附属病院放射線部に在籍した経験のある診療放射線技師および技術員。
- 2) 幹事会が認めた者。

第5条

会員の退会は会員が死亡した時、または自らが退会を希望した時とする。また、会員が本会の名誉を著しく傷つけたとき、幹事会は当該会員を除名することができる。

(役員)

第6条

本会運営のため、代表1名、幹事(学内、学外からそれぞれ)若干名、顧問若干名をおく。

第7条

代表には現職の放射線部技師長を当てる。

第8条

幹事の任期は3年間とし、再任は妨げない。

第9条

幹事は会員の中から代表が指名し幹事会の承認を得る。なおこの指名には会員の自薦他薦も含む。

第10条

顧問は原則として放射線医学講座の2教授を当て、幹事会で承認を得る。

第11条

幹事会は随時開催できるが、全幹事の過半数以上の出席を必要とする。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる。

第12条

幹事会は本会の運営、各種事業の推進、活動方針の立案などを行う。

第13条

役員は無報酬とする。

(同門会)

第14条

本同門会は原則として、毎年一回、これを開催する。

第15条

本会会則の改廃は幹事会の承認を必要とする。

(附則)

この会則は平成25年2月24日より施行する。

平成29年度役員（敬称略）

任期：平成29年4月1日から3年間とする。

代 表 上田 克彦

幹 事 小室 裕冉 久保 昌博 東村 享治 谷口 正洋
木下 順一 赤澤 博之

小泉 幸司 小川 憲一 矢野 慎輔 鹿島 啓佑

顧 問 富樫 かおり 溝脇 尚志

連絡先・問い合わせ先

事務局 〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

京都大学医学部附属病院放射線部内 同門会事務局

e-mail : kyodai.domonkai@gmail.com

Tel/Fax : 075-751-3528 / 4200